○大江町学校給食費支援事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担すべき学校給食費（以下「学校給食費」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大江町補助金等の適正化に関する規則(昭和56年規則第3号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条　学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担すべき学校給食費を支援することによって、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第3条　補助金の交付が受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(１) 児童又は生徒及び保護者が町内に住所を有し、現に居住し、且つ生活の本拠地としていること。

（２）学校給食費に未納がないこと。

２ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

(１) 大江町学校給食費支援事業交付金により、学校給食費相当額の給付を受けている者

(２) 国、県等からの就学援助費等により、学校給食費相当額の給付を受けている者

(３) 児童又は生徒が在学する学校等において、学校給食が実施されていない場合

(補助の対象及び補助額)

第4条　補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の各号のとおりとする。

(１) 補助の対象となる経費　児童又は生徒の学校給食費（以下「補助対象経費」という。）の年額とする。

(２) 補助額　補助金の交付額は、補助対象経費のうち、大江町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める額を限度とし、予算の範囲内とする。

２ 前項の規定にかかわらず、当該要綱で定める補助対象経費に対して、国又は他の地方公共団体等から学校給食費に対する扶助、補助又は援助を受けた場合には、その額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第5条　補助金の交付を受けようとする保護者は、次の各項の規定に基づき補助金の交付申請書を提出するものとし、その提出時期については、教育委員会が別途指定する日とする。

(１)小中学校児童生徒の保護者は学校給食費支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を就学する学校等の長の証明を受けてから提出しなければならない。

(補助金の交付及び請求)

第6条　前条の規定により補助金の交付を受ける保護者は、教育委員会が別途指定する日までに大江町学校給食費支援事業補助金請求書（様式第3号）に学校給食費受領等証明書（様式第4号）を添付し、教育委員会に提出するものとする。

(交付決定)

第7条　教育委員会は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、交付の可否を決定(以下「交付決定」という。)する。

(１)教育委員会は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、学校給食費支援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により該当者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条　教育委員会は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(１)　第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(２)　学校給食費を納付(過年度分の分割納付を含む。)しなかったとき。

(３)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(４)　その他教育委員会が必要と認めるとき。

(その他必要な事項)

第9条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第１号（第5条関係）

大江町学校給食費支援事業補助金交付申請書

　　年　　月　　日

大江町長　　　　　　　様

申請者　　住　　所

（保護者）　氏　　名

　　　　　　電話番号

　　　　　　(児童等との続柄　　　　　　　)

大江町学校給食費支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者記入欄 | 助成対象年度 | 年度 |
| 児童・生徒氏名 |  |
| 学校名及び学年 |  |
| 補助金 | 保護者が負担すべき学校給食費相当額  （国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部について給付等を受けた場合は、交付金の額から該当給付額に相当する額の除く。） |

|  |
| --- |
| 就学証明書  上記児童・生徒は本校に就学していることを証明します。    　　年　　月　　日  校長　　　　　　　　　　　㊞ |

|  |  |
| --- | --- |
| 処　理　欄 |  |

様式第2号(第6条関係)

指　令　学　第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

大江町長

大江町学校給食費支援事業補助金交付決定・却下通知書

年　　月　　日付けで申請のあった学校給食費支援事業補助金について、下記のとおり交付決定・却下したので通知します。

記

１　児童・生徒氏名

２　交付決定額 　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　内訳：給食費　　　円×　　回分

３　却下理由

４　そ　　の　　他

様式第3号(第７条関係)

大江町学校給食費支援事業補助金請求書

　　年　　月　　日

大江町長　　　　　　　様

申請者　　住　　所

（保護者）　氏　　名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　電話番号

　　　　　　(児童等との続柄　　　　　　　)

大江町学校給食費支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１　請求額

２　児童・生徒氏名

３　請求内訳

４　振込口座

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | 銀行・組合  金庫・農協 |  | 本店・支店・支所・出張所 | | | | | | |
| 科目 | １　普通（総合口座）　２　当座 | | | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | フ　リ　ガ　ナ |  | | | | | | | | | |
| 氏　　　　　名 |  | | | | | | | | | |

様式第４号（第７条関係）

学　校　給　食　費　受　領　等　証　明　書

|  |  |
| --- | --- |
| 児童・生徒氏名 |  |
| 学年等 |  |
| 喫食回数  （喫食相当回数） | 回 |
| 給食費(A) | 円 |
| 減免等給付額(B) | 円 |
| 給食費受領額(C)  (C)＝(A)－(C) | 円 |
| 給食費未納の有無 | 有　　・　　無 |

上記のとおりであることを証明します

　　年　　月　　日

校長　　　　　　　　　　　㊞